

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

<p>事業番号 A-4-6 事業名 埋蔵文化財発掘調査事業</p>
<p>事業費 総額 3,253 千円 (国費 2,440 千円) (内訳:調査費 3,253 千円)</p>
<p>事業期間 平成25年度</p>
<p>事業目的・事業地区(必要に応じ、別紙として地図を添付) 【事業目的】復興事業によって埋蔵文化財包蔵地(以下「遺跡」とする。)が破壊される場合は、着工前に記録保存のための発掘調査が必要となる。また、未周知の遺跡が工事着工後に不時発見された場合には、事業の推進に遅滞が生じる事も想定される。復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護の両立を図るためには、事業着工前に遺跡の有無やその範囲・内容(種別や年代)等を明らかにすることが不可欠となる。 このことから、分布調査(地表面観察から遺跡および遺跡が推定される地点の確認を行う)及び試掘・確認調査(部分的な掘削により遺跡の有無・内容を確認する)を実施し、早期に情報を収集する。その成果を用いて、事業範囲・掘削深度等を可能な限り埋蔵文化財に影響しない設計となるよう協議を行い、記録保存のための発掘調査を回避するまたは最小限とするとともに、着工後の不時発見を防ぐことを目的とした。 【事業地区】福島県が事業主体となる新地町における復興事業(道路整備事業・農地整備・市街地復興効果促進事業)に関わり、分布調査及び試掘・確認調査を実施した。 ※別紙:事業位置図を参照</p>
<p>事業結果 分布調査の結果、3箇所の遺跡、4箇所の遺跡推定地(遺跡の可能性が高い場所)を確認した。協議の結果、試掘・確認調査が必要な箇所について調査を行い、調査成果をまとめた調査報告書を作成した。 ○平成25年度 ・遺跡推定地3箇所(86,000 m²)で試掘・確認調査を実施 ⇒22,100 m²を保存のための協議が必要な範囲と判断 ・調査成果を記載した『東日本大震災復興関連遺跡調査報告1』福島県文化財調査報告書第503集を刊行。</p> <p>(注) 事業対象地から除外となったもの・他事業での調査を行ったものを含み、調査事業期間内で遺跡推定地から遺跡に登録されたもの・複数年次に分けて調査した箇所も存在することから、分布調査成果の遺跡数等と試掘・確認調査の実績件数とは一致しない。</p>
<p>事業の実績に関する評価</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本調査事業の結果を用いて、当該復興事業の埋蔵文化財保護に関わる協議を開発部局と実施した。調査により保存のための協議が必要な範囲と深さを整理し、協議・調整に用いることができた。復興事業の早期着工と埋蔵文化財の適切な保護の両立につながった。 ・また調査結果は、国民共有の財産である文化財に関する情報として報告書にまとめ公開している。 <p>② コストに関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本調査事業以外の複数の調査事業に関わる契約業務を一括で発注したほか、調

査の拠点となる事務所を平成 26 年 3 月から南相馬市に設置したことによる調査効率の向上によって、コストの削減に努めた。

- ・遺跡に関する情報を収集するために過不足なく試掘・確認調査を実施しており、記録保存のための発掘調査を回避し、協議・調整期間の縮減化につながったことも踏まえ、コストは適正なものである。
- ・本業務の主たる契約(掘削業務委託・重機等賃貸借業務)は、一般競争入札による方法をとった。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

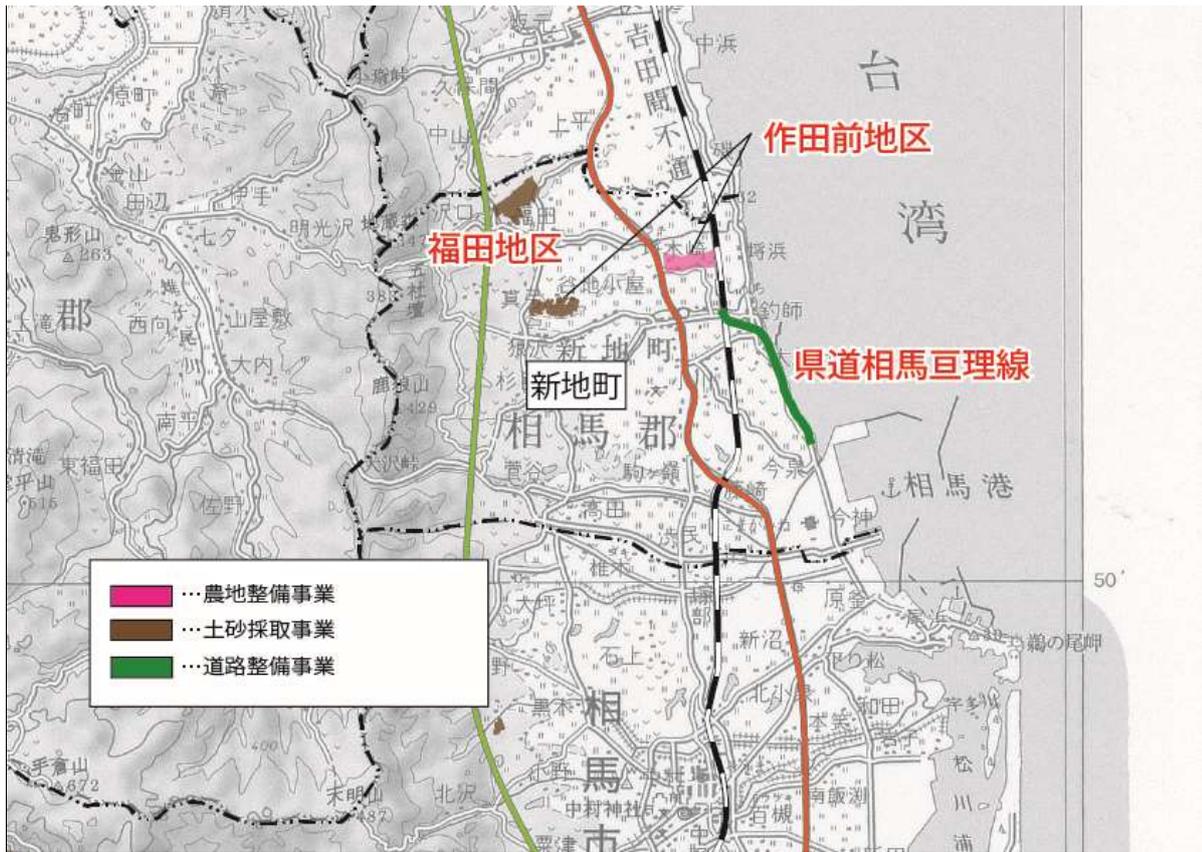
当初想定した事業期間 平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月

実際に事業に有した期間 平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月

- ・開発部局（相双建設事務所・相双農林事務所）との連絡調整会議を適宜実施し、設計内容と調査に関わる協議を断続的に実施した。調査実施と調査成果の設計への反映を迅速に行う事ができた。

事業担当部局

福島県教育庁文化財課 電話番号：024-521-7787（本庁）0244-23-0061（南相馬市駐在）



事業位置図



福田地区関連土取場候補地
ST-FD.B2 (小鯨遺跡)・ST-FD.B3

c ST-FD.B2 14T 遺構検出 (南東から) d ST-FD.B3 遠景 (北から)
e ST-FD.B3 32T 完掘 (北から) f ST-FD.B3 40T 木炭炭跡検出 (北から)

調査成果に関わる写真